

石川県PCB廃棄物処理計画の変更について（概要）

石川県PCB廃棄物処理計画変更の背景

- 平成13年 6月 国：PCB特別措置法の制定（処分期間：平成28年7月まで）
- 平成15年 4月 国：PCB廃棄物処理基本計画の策定
- 平成18年 3月 県：PCB廃棄物処理計画の策定（処分期間：平成27年3月まで〔北海道PCB廃棄物処理計画（H17.3）を反映した処分期間〕）
- 平成24年12月 国：PCB特別措置法施行令の一部改正（処分期間：平成39年3月まで）
- 平成26年 6月 国：PCB廃棄物処理基本計画の変更（計画的処理完了期限の設定）
- 平成28年 5月 国：PCB特別措置法の一部改正
- 同年 7月 国：PCB廃棄物処理基本計画の変更（高濃度PCB廃棄物（使用製品含む。）の処分期間※内の処分の義務付けなど）
- 平成29年 3月 県：PCB廃棄物処理計画の変更
- 令和元年12月 国：PCB特別措置法施行規則の一部改正
- 令和元年12月 国：PCB廃棄物処理基本計画の変更（無害化処理認定施設等の処理対象の拡大など）

※処分期間の末日：計画的処理完了期限の1年前の日

石川県PCB廃棄物処理計画の主な変更内容

1 高濃度PCB廃棄物、PCB使用製品の基準の変更

【高濃度PCB廃棄物の基準となる数値】

環境省令で定める廃棄物の種類の区分	環境省令で定める数値
汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちPCBを含む部分1kgにつき100,000mg
廃プラスチック類のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類1kgにつき100,000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物1kgにつき5,000mg

【高濃度PCB使用製品の基準となる数値】

環境省令で定める製品の種類の区分	環境省令で定める数値
紙、木又は繊維その他PCBが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちPCBを含む部分1kgにつき100,000mg
プラスチックにPCBが付着し、又は封入された製品	当該製品1kgにつき100,000mg
金属、ガラス、陶磁器その他PCBが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物1kgにつき5,000mg

※下線部：追加・変更事項